

7 マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。

(内閣府)



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

■マイナンバーには利用、提供、収集に関する制限があります。

まず、マイナンバーの利用範囲は、現在の法律では、社会保障、税、災害対策に限定されていますので、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などにマイナンバーの提供を求めることが可能です。

例えば、マイナンバーを社員番号や顧客管理番号として使用することはできません。

また、法律で限定的に認められた場合を除き、マイナンバーの提供を求めることはできません。

例えば、給与の源泉徴収事務の場合、従業員は扶養控除等申告書に扶養親族のマイナンバー、自分のマイナンバーを記載して、事業者に提出します。

提供を求める時期は、当該事務の発生時点が原則ですが、契約の締結時など、当該事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されます。

収集に関しても、法律で限定的に認められた場合を除き、特定個人情報を収集できません。

例えば、他人のマイナンバーをメモすること、プリントアウトすること、コピーを取ることには「収集」に当たります。一方、マイナンバーの提示を受けただけでは「収集」には当たりません。

注) 内閣府ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryoushou.pdf> より転載。

上記アドレスをクリックしますと該当ホームページへ移動いたします